

○射水市在宅重度障害者住宅改善費補助金交付要綱

平成17年11月1日

告示第67号

改正 平成27年12月28日告示第222号

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者が現在居住している住宅を改善し、日常生活を容易なものとする事又は介護者の介護負担の軽減を図ることを目的として、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号)に基づき、在宅重度障害者住宅改善費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 射水市社会福祉事務所長(以下「社会福祉事務所長」という。)は、更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法について(昭和48年4月20日社更第71号厚生省社会局長通知)別表徴収基準額表に定めるD11階層以下の世帯に属する障害者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「重度障害者」という。)に、在宅重度障害者住宅改善事業に要する経費に対して、補助金を交付するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの
ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級若しくは2級に該当する視覚障害若しくは肢体不自由を有する者
イ 内部障害を有する者で法第20条若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により車いす(電動車いすを含む。)の交付を受けているもの
- (2) 富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者であって、その障害の程度がAに該当する知的障害児又は知的障害者

(補助金の対象経費及び補助額)

第3条 補助金交付の対象経費、補助額等は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助基準額	補助額
在宅の重度障害者が現に居住する住宅の居室、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下又	1件当たり 90万円	① 所得税非課税世帯(基準額表A、B、C階層)左欄の「補助基準額」と「対象経費」とを比較して低い額から、介護保険法(平成9年法律第

<p>は社会福祉事務所長が特に必要と認める住宅の設備、構造等をその障害に適応するよう又は介護者の介護負担を軽減するよう住宅を改善するために必要な工事(以下「補助金対象工事」という。)</p>		<p>123号)第45条に基づく住宅改修費又は射水市重度心身障害者(児)日常生活用具給付等要綱(平成17年射水市告示第64号)による住宅改修費(以下「住宅改修費」という。)を控除した額</p> <p>② 所得税課税世帯(基準額表D1～D11階層)</p> <p>上記①の方法により算出した額の2/3(円未満切捨て)(市補助限度60万円)</p>
---	--	--

2 住宅改修費の給付対象者については、住宅改修費の利用を優先するものとする。

(交付申請の手続)

第4条 補助金を受けようとする者又はその者を現に扶養している者(児童にあってはその者の保護者)は、在宅重度障害者住宅改善費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して社会福祉事務所長に申請しなければならない。

- (1) 補助金対象工事費に係る見積書
- (2) 補助金対象工事に係る図面(工事前及び工事後)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉事務所長が必要と認める書類

2 社会福祉事務所長は、前項の申請があった場合、対象者の心身の状況、住居の状況、世帯の状況等を調査の上、在宅重度障害者住宅改善調査書(様式第2号)を作成し、その助成の可否を決定しなければならない。

3 社会福祉事務所長は、前項の決定をしたときは、在宅重度障害者住宅改善費補助金交付決定通知書(様式第3号)又は不承認決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(申請内容の変更等)

第5条 申請者は、前条の規定による申請の内容を著しく変更しようとするとき、又は補助金対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに社会福祉事務所長に報告し、承認又は指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 申請者は、補助金対象工事が完了したときは、在宅重度障害者住宅改善費実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して社会福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 補助金対象工事費に係る領収書
- (2) 補助金対象工事の完了後の状態を確認できる書類

(3) 請求書(様式第6号)

(4) 前3号に掲げるもののほか、社会福祉事務所長が必要と認める書類
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の新湊市在宅重度障害者住宅改善費補助金交付要綱(平成13年新湊市告示第19号)、小杉町在宅重度障害者住宅改善費補助金交付要綱(昭和57年小杉町告示第33号)、大門町在宅重度障害者住宅改善費補助金交付要綱(昭和61年大門町告示第1号)又は大島町在宅重度障害者住宅改善費補助金交付要綱(平成9年大島町要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年12月28日告示第222号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

射水市社会福祉事務所長

住所

氏名



在宅重度障害者住宅改善費補助金交付申請書

下記のとおり在宅重度障害者住宅改善費補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

対象者	氏名		個人番号			
	住所	電話番号 ()				
	手帳番号	県第号 (年 月 日交付)	等級	種級		
	障害名					
世帯の状況	氏名	個人番号	続柄	生年月日	職業	備考
改善内容						
改善所要額		円				
改善理由						
施行業者名及び工期		年 月 日～ 年 月 日				
添付書類		1 補助対象工事費に係る見積書 2 補助対象工事に係る図面(工事前及び工事後) 3 その他(工事前写真等)				
備考						
在宅重度障害者住宅改善費補助金の申請に必要な範囲で、世帯に係る所得調査及び市民税課税台帳の確認行為に同意します。 氏名 _____ 印 _____						

※ 障害福祉担当職員に委任されない場合は、この用紙に前年度の課税所得及び収入を証明する所得証明書等を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

在宅重度障害者住宅改善調査書

対象者	氏名				男・女	生年月日		
	住所							
	身体障害者手帳	障害名		等級		手帳番号 交付日	第 号 年 月 日	
	療育手帳	障害の程度 (総合判定)				手帳番号 交付日	第 号 年 月 日	
	補装具の交付(内部障害者の場合のみ)					1 車いす	2 電動車いす	
介護保険法に基づく住宅改修費の支給の有無					1 有		2 無	
日常生活用具給付等事業に基づく住宅改修費の給付の有無					1 有		2 無	
世帯の状況	氏名	年齢	続柄	職業	前年の所得税額※			
			本人		円			
					円			
					円			
					円			
	合計					円		
区分	更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき額の認定方法について別表徴収基準額表による階層区分(階層)							
現住居	1 自己所有 2 貸家 3 その他()							
対象者生活状況								
調査日 年 月 日					調査者		㊟	

様式第3号(第4条関係)

在宅重度障害者住宅改善費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

射水市社会福祉事務所長 印

年 月 日に申請のあった在宅重度障害者住宅改善費補助金について、次のとおり決定したので通知します。

交付番号	第 号	交付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		交付決定額	円
施行業者名			
備 考			

様式第4号(第4条関係)

不承認決定通知書

年 月 日

様

射水市社会福祉事務所長 

年 月 日に申請のあった在宅重度障害者住宅改善費補助金の交付については、審査の結果、次の理由により不承認とすることに決定したので、通知します。

記

理 由

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

射水市社会福祉事務所長

住所
氏名



在宅重度障害者住宅改善費実績報告書

射水市在宅重度障害者住宅改善費助成事業に係る実績について、関係書類を添えて報告します。

交 付 番 号	第 号	交付決定年月日	年 月 日
補 助 金 の 額	円		
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
経 過 及 び 内 容			
添 付 書 類	1 補助金対象工事費に係る領収書 2 補助金対象工事の完了後の状態を確認できる書類 3 請求書 4 その他		

様式第6号(第6条関係)

請 求 書

金 _____ 円

在宅重度障害者住宅改善費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

住所：射水市

フリガナ

氏名：



振込先：

口座番号：

射水市社会福祉事務所長

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)